

高齢者虐待とは？



「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者を65歳以上の者とし「高齢者虐待」とは、家族などの養護者(介護者)または、養介護施設従事者などによる次のような高齢者虐待と定義しています。

□身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を行うこと。

具体的には…

- ・殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、やけどなどの暴力行為
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させる等して、身体を自由を奪う 等

□心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体的には…

- ・怒鳴る、ののしる、威圧的な態度をとる、無視する
- ・侮辱を込めて子どものように扱う
- ・嫌がらせをするなど精神的、情緒的な苦痛を与える 等

□経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

具体的には…

- ・年金、通帳などを勝手に使ったり、財産を無断で売却したりする
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない 等

□性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。

具体的には…

- ・合意のないあらゆる形態の性的な行為やその強要をする
- ・排泄の失敗をした懲罰として、下半身を裸にして放置する 等

□介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他高齢者の養護を著しく怠ること。

具体的には…

- ・必要な介護サービスを利用させない
- ・水分や食事を十分に与えない
- ・衛生状態が悪いなどの劣悪な環境で生活させる
- ・同居人による高齢者虐待を放置する 等

※上記以外にも「セルフ・ネグレクト(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)」の高齢者も多く、他の虐待と同様に周囲の支援が望まれます。

『もしかしたら…』と思ったら



門川町役場 福祉課(63-1140) または、地域包括支援センター(63-1129)へご連絡ください。